

～岡山県外の医療機関で定期予防接種を受ける方へ～

笠岡市小児予防接種費給付事業



里帰りや疾患等の理由で、岡山県外の医療機関で定期予防接種を受けられる際には、事前に子育て支援課へご連絡ください。償還払い（予防接種費の補助）制度があります。

《対象者》

◆笠岡市民であり、以下の①または②に該当する者。

- ①小児の予防接種要注意者であり、かつ岡山県外の医療機関に主治医がいる場合
- ②里帰り出産や病気療養等で岡山県外に長期滞在する場合

※予防接種要注意者とは：心臓血管系疾患等の基礎疾患を有する者、全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことのある者、低出生体重児、先天性免疫不全児、過去にけいれんの既往のある者等をいう。

《手続きの流れ》

- ①保護者が、接種日の2週間前には、市に事前申請を行う。（様式第1号「笠岡市予防接種費給付申請書」はホームページからダウンロードできます。）
- ②市が決定か却下かの判断をし、保護者へ通知書を送付する。
- ③決定の際には、保護者は、市が発行した決定通知書と医療機関への依頼書を持って、岡山県外の医療機関で定期予防接種を受ける。
- ④保護者は、医療機関へ予防接種費を全額支払う。
- ⑤保護者は、予診票、母子健康手帳、領収書を持って市へ予防接種費を請求する。
- ⑥市は、予防接種費（上限額あり）を保護者の口座へ振り込む。



【問合せ先】

〒714-8601

笠岡市中央町1-1

笠岡市こども部子育て支援課

TEL69-2132/FAX69-2561